

奥大山 Welcome 奨学金返還支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、将来を担う若者の定住を図るため、町内に定住して就業する者が奨学生を返還するための要する経費に対し、江府町補助金等交付規則（昭和38年7月1日江府町規則第13号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学生 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学生及び第二種奨学生、鳥取県育英奨学資金及びその他町長が定める奨学生をいう。
- (2) 町税等 町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、町営住宅使用料(駐車場使用料金を含む)、学校給食費、上下水道料金をいう。

(助成金の交付条件)

第3条 助成金の交付を受けることが出来る者の条件は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 奨学生の貸与を受けて、その返還義務があること。
- (2) 町内に住民登録をし、継続して町内に在住していること。
- (3) 就業し、継続して勤務していること。(自営業を含む)
- (4) 町税等の支払に対し、滞納がないこと。
- (5) 奥大山 Welcome 奨学金返還支援事業が登録するボランティア活動に、原則として年に1回以上参加すること。

(助成金の対象期間及び助成額)

第4条 助成金の対象期間は、町内に住民登録を行った日以降の奨学生を返還する期間内とし、継続した120ヶ月分の返還期間を上限とする。

2 助成金の交付は、年度ごとに行うものとし、次条に規定する助成金の交付申請があった年度内に返還した奨学生の額を交付するものとする。ただし、年度ごとの助成金の交付額は、30万円を上限とする。

3 令和2年4月1日以降に、新たに返還義務が発生する奨学生を対象とする。ただし、令和5年4月以降に町外から江府町に転入した者にあっては、転入時において返済中の奨学生を対象とすることができる。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、交付を受けようとする年度ごとに、次に掲げる書類を添えて、奥大山 Welcome 奨学金返還支援事業助成金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金の1年間の返還金相当額が分かる書類
- (2) 在籍証明書(様式第7号)
- (3) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (4) 前各号に掲げる書類のほか、町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、助成金の交付を受けようとする年度の4月1日から9月30日までに行わなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、奥大山 Welcome 奖学金返還支援事業助成金交付決定通知書(様式第3号)により、必要な条件を付して、当該申請者に通知しなければならない。

(助成金の内容変更等の手続き)

第7条 前条の規定による助成金交付決定の通知を受けた者は、その内容について変更が生じた場合は、速やかに奥大山 Welcome 奖学金返還支援事業助成金交付決定変更申請書(様式第4号)に第5条第1号各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、奥大山 Welcome 奖学金返還支援事業助成金交付決定変更通知書(様式第5号)により、必要な条件を付して、当該申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第8条 第6条又は第7条第2項の規定による助成金の交付決定の通知を受けた者は、当該通知を受けた年度の3月31日までに、次に掲げる書類を添えて、奥大山 Welcome 奖学金返還支援事業助成金実績報告書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度内に返還した奨学金の額がわかる書類
- (2) 在籍証明書(様式第7号)
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告

に係る書類の審査、必要に応じた調査等により、助成金の交付決定の条件等に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、奥大山 Welcome 奨学金返還支援事業助成金交付額確定通知書(様式第 8 号)により、当該報告者に通知しなければならない。

(助成金の請求)

第 10 条 前条の規定による助成金の額の確定通知を受けた者は、速やかに奥大山 Welcome 奨学金返還支援事業助成金交付請求書(様式第 9 号)を町長に提出しなければならない。

(助成金の支払)

第 11 条 町長は、前条の規定による助成金の請求書を受領したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは速やかに助成金を支払わなければならない。

(交付決定の取消し)

第 12 条 町長は、第 6 条又は第 7 条第 2 項の規定による助成金の交付の決定通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 第 3 条各号に掲げる条件を満たさなくなるとき。
 - (3) 第 6 条又は第 7 条第 2 号の規定による助成額の交付決定の際に付した条件に、違反する行為があったとき。
 - (4) この要綱に違反する行為があったとき。
- 2 前項の規定は、第 9 条に規定する助成金の額の確定があった後においても適用ができるものとする。
- 3 第 1 項の規定による助成金の交付決定の取り消しをした場合は、奥大山 Welcome 奨学金返還支援事業交付決定取消通知書(様式第 10 号)により、当該助成金の交付決定を取り消す者に通知しなければならない。

(助成金の返還)

第 13 条 町長は、前条第 1 項に規定する助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金が既に交付されているときは、助成金の全部又は一部の返還を命じることが出来る。

2 前項の助成金の全部又は一部の返還を命じられた者は、速やかに応じなければならない。

(報告等)

第 14 条 町長は、助成金の交付前又は交付後にかかるわらず、必要があると認

めたときは、交付対象者に対して、報告又は書類の提出を求めることが出来る。
2 前項の報告又は書類の提出を求められた者は、速やかに応じなければなら
ない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。